

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和8年 6月 30日 山口県知事 様 提出者 住 所 山口県山口市下小鯖25-1 氏 名 株式会社NIPPO山口統括事業所 統括事業所長 後藤 好隆 電話番号 083-927-2851 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社NIPPO山口統括事業所
事業場の所在地	山口県山口市下小鯖25-1
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	6億5000万円
③ 従業員数	12人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	道路建設工事（舗装工事） がれき類（アスファルト・コンクリート塊）→グループ会社の処理 施設で破碎して再資源化 建設系混合廃棄物（安定型）→処分業者に委託し、再生破碎、焼却 破碎して再資源化 路面清掃業務 がれき類（その他）→処分業者に委託し、安定型にして処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙記載のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（2025年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 分別解体の徹底による再資源化 ・ 設計変更による発生量の軽減 ・ 工事資材のロス低減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 社内研修等により従業員全員に産業廃棄物排出抑制について意識させるとともに、現状把握及び分析を十分に行い、工法変更等による産業廃棄物抑制に取り組む。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ がれき類、紙くず、木くずは他の廃棄物が混入しないように 分別するとともに、再生資源化で適正処分を実施している。		

②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、紙くず、木くずは他の廃棄物が混入しないように 分別するとともに、再生資源化で適正処分により一層取り組む。
-----	---

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2025年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・工事現場から排出するものについて、がれき類は中間処分 工場に持ち込む。木製の型枠はなるべく再利用できるよう 破損しないように施工する。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2025年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・がれき類は他の廃棄物が混入しないように分別解体する。 中間処理工場で再生資源化して適正処分を実施している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t

		(今後実施する予定の取組) ・上記の取組を継続実施する。
--	--	---------------------------------

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2025年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も実施する予定はなし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2025年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t

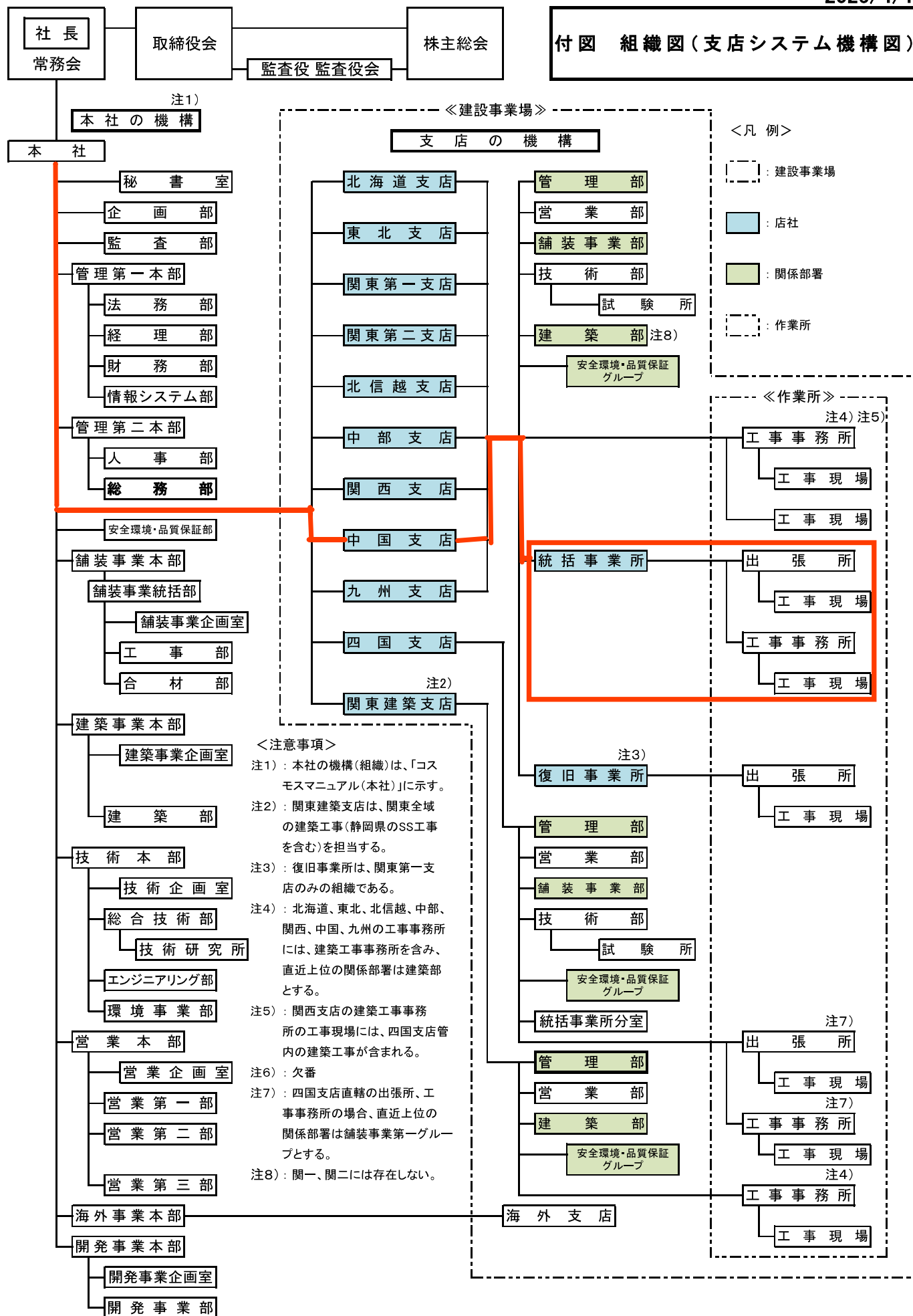
	(これまでに実施した取組) ・ 社内の選定基準に合致する会社の中で、なるべく優良 認定処理業者へ委託するようにしていく。
--	---

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 社内の選定基準に合致する会社の中で、なるべく優良 認定処理業 者へ委託するようにしていく。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(※)

多量排出事業者 名 称	株式会社NIPPO山口統括事業所
-------------	------------------

区 分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利
		排出量		自ら再生利 産業廃棄物
		現状	計画	現状
産 業 廃 棄 物	燃え殻			
	汚泥			
	廃油			
	廃酸			
	廃アルカリ	1	1	
	廃プラスチック類	13	10	
	紙くず	0	0	
	木くず	187	150	
	繊維くず			
	動植物性残さ			
	動物系固形不要物			
	ゴムくず			
	金属くず	1	1	
	ガラスくず、コンクリートくず、 陶磁器くず	2	2	
	鋳さい			
	がれき類	6,521	3,000	
	動物のふん尿			
	動物の死体			
	ばいじん			
	13号廃棄物	2	2	

計 (A)	6,726	3,165	0
-------	-------	-------	---

令和8年度計画)

所在地(市町名)	山口市	事業の種類	建設業
----------	-----	-------	-----

[illegible]

0	0	0	0	0
---	---	---	---	---

自ら行う埋立処分等に関する事項				
自ら埋立処分又は海洋投入処分 を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処 理場
現状	計画	現状	計画	現状
		1	1	
		13	10	
		0	0	
		187	150	
		1	1	
		2	2	
		6,521	3,000	
		2	2	

0	0	6,726	3,165	0
---	---	-------	-------	---

[illegible]

0	0	0	0	0
---	---	---	---	---

別紙2-1

(単位 : トン)

[illegible]

0	0
---	---